

大阪市告示第1092号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立	令和7年8月4日（月）
長居プール	令和7年8月18日（月）
水泳場（屋外プール）	令和7年8月25日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）